

いじめの防止の取組

教育指導課

目黒区いじめ防止対策推進条例

保存版

平成29年4月施行

目黒区 いじめ防止対策 推進条例

児童・生徒が安心して
生活し 学ぶために

子どもは、かけがえない存在であり、一人ひとりが尊重され、健やかに成長する権利があります。

子どもの尊厳及び基本的人権を侵害するいじめは、絶対に許されない行為です。

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれもあります。

いじめをなくすためには、児童等が、主体的に行動するとともに、周りの全ての人が、「いじめは絶対に許さない」、「いじめはどの児童等にも、どの学校でも、起こり得る」との意識をもって、それぞれの役割の下に、連携及び協力していじめの防止等に取り組む必要があります。

私たちはここに、いじめをなくし、全ての児童等が安心して生活し、学ぶことができることを目指し、この条例を制定します。

—— 条例の前文より

■ 目黒区教育委員会 ■

いじめの類型

○：いじめの行為 ◆：加害の子供への対応例

行為の 故意性、意図性	加害の子供 の集団性	一人		集団で	
		一人	一人	一人	一人
1 好意で行った 言動 ～親切のつもりが…～	ゼロ	○ 発言の苦手な子供に、「〇〇さんも意見を言いなよ。」と強く促した。	◆ 親切さを十分に評価した上で、発言が苦手な子の気持ちについて、一緒に考える。	○ リレーでバトンを落とした子供に「何やってんだ！」と怒鳴った。	◆ 発達特性なども踏まえ、何気ない言葉が相手を傷付けることもあることを丁寧に諭す。
		○ うっかりぶつかった子供に「死ねよ。」と言ひ、にらんだ。	◆ 絶対に使ってはいけない言葉について指導する。	○ うっかりぶつかった子供に対して、その場で殴りかかった。 ※ 事例によっては犯罪に該当	◆ 暴力は絶対に許されないことを指導するとともに、かっとなったときの対処方法を身に付けさせる。
2 意図せずに行った 言動 ～悪気はなかったのに…～	暴力を伴わない	○ うっかりぶつかった子供に「あなたのせいで負けたの分かっているの！」と問い詰めた。	◆ 発言の背景となっている思いを聞き取った上で、他人の失敗を責めることの問題について理解させる。	○ うっかりぶつかった子供に対して、その場で殴りかかった。 ※ 事例によっては犯罪に該当	◆ 絶対に許されない行為であることを理解させ、完全に行われなくなるまで、監督を徹底する。
		① 運動の苦手な子供に、「あなたのせいで負けたの分かっているの！」と問い詰めた。	◆ 絶対に許されない行為であることを理解させ、完全に行われなくなるまで、監督を徹底する。	○ うっかりぶつかった子供に対して、その場で殴りかかった。 ※ 事例によっては犯罪に該当	◆ 絶対に許されない行為であることを理解させ、完全に行われなくなるまで、監督を徹底する。
3 衝動的に行った 言動 ～つい、かっとなつて…～	暴力を伴う	◆ 学校サポートチームと連携して、別室指導などを行い、二度と行わせないようにする。	③ 体育着を隠して、被害の子供が探している様子を笑って見ている。	○ うっかりぶつかった子供に対して、その場で殴りかかった。 ※ 事例によっては犯罪に該当	④ 試合で負けたお詫びに、メンバー全員に1,000円ずつ払うよう強要した。
		◆ 警察や児童相談所と連携して、厳しい指導を行い、直ちに行為をやめさせる。	④ 試合で負けたお詫びに、メンバー全員に1,000円ずつ払うよう強要した。	○ うっかりぶつかった子供に対して、その場で殴りかかった。 ※ 事例によっては犯罪に該当	⑤ お金を持って来ないことを理由に、殴ったり、蹴ったりした。
4 故意で行った 言動 ～あの子がむかつく～	暴力を伴わない	◆ 警察と連携して、法令に基づく措置を含め、厳格な指導を行い、反省が確認されるまで、被害の子供と接触させない。	⑤ お金を持って来ないことを理由に、殴ったり、蹴ったりした。	○ うっかりぶつかった子供に対して、その場で殴りかかった。 ※ 事例によっては犯罪に該当	◆ 絶対に許されない行為であることを理解させ、完全に行われなくなるまで、監督を徹底する。
		◆ 警察と連携して、法令に基づく措置を含め、厳格な指導を行い、反省が確認されるまで、被害の子供と接触させない。	⑤ お金を持って来ないことを理由に、殴ったり、蹴ったりした。	○ うっかりぶつかった子供に対して、その場で殴りかかった。 ※ 事例によっては犯罪に該当	◆ 絶対に許されない行為であることを理解させ、完全に行われなくなるまで、監督を徹底する。

↑ 法令上のいじめ ↑ 社会通念上のいじめ ↓

← 単発的 → 継続的

※ 上記の類型は、加害の子供の行為によるもので、被害の子供の「心身の苦痛」の軽重によるものではない。
 ※ どこからが犯罪に該当するかは、事例ごとに異なる。 ※ 「暴力」とは、言葉以外の有形力の行使全般を指す。

目黒区のいじめの認知件数

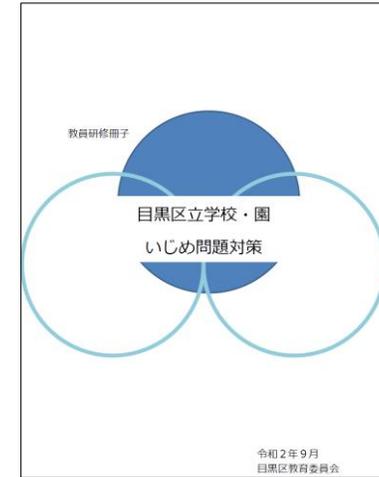
＜令和2年4月1日～令和3年3月31日までの状況＞

(単位：件)

			1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計						
小学校	令和2年度	法令上のいじめ	88	97	74	102	77	90	528						
		社会通念上のいじめ	1	2	7	3	9	15	37						
	令和元年度	法令上のいじめ	127	159	117	116	161	128	808						
		社会通念上のいじめ	1	7	6	16	12	15	57						
	平成30年度	法令上のいじめ	231	191	163	204	183	137	1109						
		社会通念上のいじめ	1	6	7	9	9	18	50						
中学校	令和2年度	法令上のいじめ	20	17	18	\			55						
		社会通念上のいじめ	0	2	0				2						
	令和元年度	法令上のいじめ	57	51	34				\			142			
		社会通念上のいじめ	6	0	5							11			
	平成30年度	法令上のいじめ	128	82	55							\			265
		社会通念上のいじめ	7	10	1										18

いじめ防止の取組

- 教育指導課へのいじめに関する報告
- 定期的なアンケートの実施
- いじめに関する通報及び相談体制の周知
- スクールカウンセラーによる相談体制の整備
- スクールソーシャルワーカーの派遣
- 教員研修冊子「目黒区立学校・園 いじめ問題対策」の活用による各校におけるいじめ問題対策の研修の充実
- STOP！いじめ 私の行動宣言の作成・掲示
- いじめ防止啓発ポスターの作成・掲示
- よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート



(hyper-QU)

いじめ防止の取組

いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議 テーマ「いじめのない学校をめざして」

- 中学校区毎に開催
(11月～12月)
- いじめ防止についての
意見交換



ご視聴ありがとうございました。

教育指導課